

山梨県公報

号外第四十二号

令和七年

十二月二十四日

水曜日

目次

条 例

○山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例……………	四
○山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例……………	五
○山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	五
○山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	六
○山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	二六
○山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	三七
○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	四二
○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	四二
○山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例……………	四三
○山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	四五
○山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例……………	四五
○山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………	四六

条例のあらまし

○ 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（条例第五十二号）（産業振興課）

1 この条例は、山梨県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合において県が受け取る回収納付金についての権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図り、もつ

て地域経済の活性化に資することを目的とすることとした。

2 山梨県信用保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととした。

3 知事は、2による承認に係る申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業再生計画等に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとした。

4 知事は、3により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないこととした。

5 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（人事課）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 令和七年度十二月期の期末手当の支給月数を一・七七五分に引き上げる。

(二) 令和八年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七五

月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和八年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、令和七年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（人事課）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 令和七年度十二月期の期末手当の支給月数を一・七七五分に引き上げる。

(二) 令和八年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七五

月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和八年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、令和七年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和七年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率三・三％）。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものについては月額四十一万七千六百円（現行四十一万六千六百円）に引き上げる。

イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（アに掲げる職を除く。）については五万二千二百円（現行五万六千六百円）に引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

ア 令和七年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二七五分分に、勤勉手当の支給月数を一・〇七五分分に引き上げる。

イ 令和八年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二六二五分分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇六二五分分に引き上げる。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当 特地公署又は準特地公署への採用に伴い住居を移転した職員を新たに支給対象とする。

(4) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千七百円（現行四千四百円）に引き上げる等の改定を行う。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(2)については、令和八年四月一日から施行することとした。

3 1(一)並びに(二)(1)、(3)及び(4)については令和七年四月一日から、1(二)(2)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和七年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率三・三％）。

(二) 諸手当の改定

(1) 期末・勤勉手当

ア 令和七年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二七五分分に、勤勉手当の支給月数を一・〇七五分分に引き上げる。

イ 令和八年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二六二五分分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇六二五分分に引き上げる。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当 特地学校又は準特地学校への採用に伴い住居を移転した職員を新たに支給対象とする。

(3) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千七百円（現行四千四百円）に引き上げる等の改定を行う。

(4) 義務教育等教員特別手当の月額の上限額を八千六百円（現行八千円）に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(4)については令和八年一月一日から、1(二)(1)については同年四月一日から施行することとした。

3 1(一)並びに(二)(2)及び(3)については令和七年四月一日から、1(二)(1)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和七年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率三・三％）。

(二) 諸手当の改定

(1) 期末・勤勉手当

ア 令和七年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二七五分分に、勤勉手当の支給月数を一・〇七五分分に引き上げる。

イ 令和八年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二六二五分分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇六二五分分に引き上げる。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当 特地公署又は準特地公署への採用に伴い住居を移転した職員を新たに支給対象とする。

(3) 宿日直手当 普通当直に対する支給限度額を四千七百円（現行四千四百円）に引き上げる等の改定を行う。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)イについては、令和八年四月一日から施行することとした。
- 3 1(一)並びに(二)(2)及び(3)については令和七年四月一日から、1(二)(1)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第五十八号）（障害福祉課）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次に掲げる条例において、乳幼児健康診査の内容が児童福祉施設等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとした。

- (一) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
(二) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
(三) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第五十九号）（こども福祉課）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 乳児院の長等の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。
(二) 児童自立支援専門員等の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーに加え、精神保健福祉士の資格を有する者を追加する。

2 この条例は、令和八年三月一日から施行することとした。

○ **山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第六十号）（子育て・次世代サポート課）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 次に掲げる条例において、認定こども園等に配置することとされている保育士に、地域限定保育士を含める。

- (1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例
(2) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
(3) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
(4) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例

- (5) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例
(6) 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例
- (二) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例において、省令が虐待等の禁止に関する引用条項を改めたことに伴う規定の整備を行う。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（条例第六十一号）（衛生薬務課）

- 1 食品衛生法施行規則の一部改正に鑑み、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業施設の基準について見直しを行うこととした。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例**（条例第六十二号）（教育庁義務教育課）

- 1 令和八年度から山梨市が義務教育学校を開設するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 次に掲げる条例において、学校の種類に関する規定に「義務教育学校」を追加する。

- (1) 山梨県学校職員給与条例
(2) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例
(3) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
(4) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
(5) 山梨県安全・安心なまちづくり条例
(6) 山梨県防災基本条例
(7) 山梨県文化芸術基本条例
(8) 山梨県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例
(9) 山梨県スポーツ推進条例
(10) 山梨県犯罪被害者等支援条例
(11) 山梨県附属機関の設置に関する条例
(12) 山梨県暴力団排除条例
(13) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
- (二) 山梨県学校職員給与条例において、義務教育学校に勤務する教育職員が適用を受ける級別基準職務表に「副校長の職務」を追加する。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- **山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例**（条例第六十三号）（教育庁福利給与

課)

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 教職調整額について、教育職員の給料月額額の百分の四に相当する額から、百分の十に相当する額に段階的に引き上げる。
 - (二) 指導改善研修被認定者について、その認定を受けている間は教職調整額を支給しないものとする。
 - (三) 教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する業務量管理・健康確保措置であることを明示する。
 - (四) 教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が三級である教育職員の給料月額に加算する額を一万千五百円(現行七千七百円)に引き上げる等の改定を行う。
 - (五) 義務教育等教員特別手当については、支給対象となる者が分掌する校務の種類に応じて支給することとし、その額は校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 2 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。ただし、1(三)については、同年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十二号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、山梨県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合において県が受け取る回収納付金についての権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
 - 二 求償権 保証協会が、信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務(第四号及び第五号並びに第三条第一項において「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
 - 三 求償権の放棄等 求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡をいう。
 - 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行したことにより生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
 - 五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによつて回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならぬものをいう。
- (求償権の放棄等の承認等)
- 第三条** 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認に係る申請があつた場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。
- 一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三百二十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業再生計画(中小企業者等の事業の再生に関する計画をいう。以下この項において同じ。)
 - 二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五百十八号)第二条第三項に規定する特定調停(同法第一百七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。)又は当該特定調停に係る事件に関する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十七条の決定に基づき策定された事業再生計画
 - 三 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定又は同法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を受けた事業再生計画
 - 四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業再生計画
 - 五 産業競争力強化法第百三十五条第五項の規定による決定又は助言に従い行われた

同法第三十四條第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業再生計画
六 産業競争力強化法第四十條第一号の規定による出資を受けた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業再生計画

七 産業競争力強化法第四十條第二号の規定により行われた同法第三十四條第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業再生計画

八 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等と債権者との合意に基づき行われる債務の整理に関する指針として規則で定めるものに基づき策定された事業再生計画

（報告）
第四條 知事は、前條第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）
第五條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十三号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

第一條 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

一 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）第三条

二 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）第五条第二項

第二條 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

一 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及

び期末手当支給条例第三条

二 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例第五条第二項

附 則
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定及び同条の規定による改正後の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（同項において「改正後の特別職秘書条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）
3 改正後の条例又は改正後の特別職秘書条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例又は同条の規定による改正前の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例又は改正後の特別職秘書条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十四号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第一條 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二條 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十五号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万七千六百円」に改める。

第二十五条の二第二項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の役職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第二十九条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万千円」を「二万二千五百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五百円」に、「三万五千五百円」を「三万三千七百五十円」に、「一万千五百円」を「一万五千五百円」に改め、同条第二項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に改める。

第三十二条第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				

	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						
	92	268, 000	307, 600	357, 900						
	93	268, 300	307, 800	358, 100						
	94		308, 000	358, 400						
	95		308, 300	358, 800						
	96		308, 700	359, 100						
	97		308, 900	359, 400						
	98		309, 200	359, 800						
	99		309, 500	360, 200						
	100		309, 900	360, 600						
	101		310, 100	361, 100						
	102		310, 400	361, 500						
	103		310, 700	361, 900						
	104		311, 000	362, 300						
	105		311, 200	362, 800						
	106		311, 500	363, 200						
	107		311, 800	363, 500						
	108		312, 100	363, 800						
	109		312, 300	364, 200						
	110		312, 600							
	111		313, 000							
	112		313, 300							
	113		313, 500							
	114		313, 700							
	115		314, 000							
	116		314, 400							
	117		314, 600							
	118		314, 800							
	119		315, 100							
	120		315, 400							
	121		315, 700							
	122		315, 900							
	123		316, 200							
	124		316, 500							
	125		316, 800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	

年
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
以
外
の
職
員

41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		

	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			
	89		303, 800	342, 000	363, 300			
	90		304, 000	342, 200	363, 600			
	91		304, 200	342, 600	363, 800			
	92		304, 400	342, 900	364, 100			
	93		304, 800	343, 100	364, 400			
	94		305, 000	343, 400	364, 800			
	95		305, 200	343, 700	365, 200			
	96		305, 500	343, 900	365, 600			
	97		305, 800	344, 100	366, 100			
	98		306, 000	344, 400	366, 500			
	99		306, 200	344, 700	366, 900			
	100		306, 500	344, 900	367, 300			
	101		306, 800	345, 100	367, 800			
	102		307, 000	345, 300				
	103		307, 200	345, 700				
	104		307, 500	345, 900				
	105		307, 800	346, 100				
	106			346, 400				
	107			346, 800				
	108			347, 200				
	109			347, 400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201, 300	227, 900	257, 300	271, 300	297, 800	340, 000	383, 400

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			

89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		

	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196, 200	246, 800	338, 900	388, 500	460, 100
	2	197, 300	251, 100	340, 900	389, 900	470, 300
	3	198, 500	253, 900	342, 900	391, 300	480, 000
	4	199, 600	256, 600	344, 800	392, 700	489, 900
	5	200, 700	259, 200	346, 600	394, 100	499, 800
	6	202, 900	260, 900	348, 600	395, 500	509, 800
	7	205, 000	262, 400	350, 500	396, 800	518, 500
	8	207, 100	263, 900	352, 400	398, 200	526, 400
	9	209, 200	265, 400	354, 100	399, 600	534, 200
	10	211, 200	267, 400	355, 700	401, 100	541, 300
	11	213, 200	269, 300	357, 200	402, 500	546, 600
	12	215, 200	271, 200	358, 800	403, 900	551, 100
	13	217, 200	273, 200	360, 400	405, 200	554, 100
	14	219, 100	275, 400	361, 400	406, 700	556, 100
	15	221, 000	277, 600	362, 400	408, 200	
	16	222, 800	279, 800	363, 300	409, 700	
	17	224, 500	281, 900	364, 400	411, 200	
	18	226, 300	284, 200	365, 600	412, 800	
	19	228, 100	286, 500	366, 800	414, 400	
	20	229, 900	288, 900	368, 000	416, 100	
	21	231, 700	291, 200	369, 200	417, 300	
	22	233, 500	293, 300	370, 300	418, 700	
	23	235, 200	295, 400	371, 300	420, 100	
	24	236, 900	297, 400	372, 300	421, 400	
	25	238, 600	299, 400	373, 400	422, 700	
	26	240, 700	301, 300	374, 400	424, 000	
	27	242, 600	303, 200	375, 300	425, 500	
	28	244, 500	305, 100	376, 300	427, 000	
	29	246, 400	307, 000	377, 200	428, 200	
	30	247, 500	308, 500	378, 000	429, 400	
	31	248, 600	310, 000	378, 800	431, 000	
	32	249, 700	311, 500	379, 600	432, 500	
	33	251, 100	313, 000	380, 300	433, 800	
	34	252, 400	314, 500	381, 000	435, 200	
	35	253, 800	316, 000	381, 800	436, 600	
	36	255, 200	317, 400	382, 600	438, 000	

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

37	256,600	318,800	383,300	439,400
38	258,100	319,700	384,000	440,800
39	259,600	320,600	384,800	442,200
40	261,200	321,400	385,600	443,600
41	262,600	322,100	386,400	444,700
42	263,900	322,600	387,600	446,000
43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	
59	282,700	329,500	400,800	
60	283,300	329,800	401,500	
61	283,900	330,200	402,100	
62	284,500	330,700	402,800	
63	285,100	331,300	403,400	
64	285,600	331,800	404,100	
65	286,200	332,200	404,800	
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	

	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	263, 200	312, 000	345, 400	390, 000	420, 900
50	263, 800	312, 900	346, 000	390, 700	421, 200
51	264, 300	313, 700	346, 500	391, 500	421, 400
52	264, 800	314, 500	347, 100	392, 200	421, 700
53	265, 200	315, 400	347, 700	393, 000	421, 900
54	265, 700	316, 300	348, 200	393, 700	422, 200
55	266, 100	317, 300	348, 700	394, 400	422, 500
56	266, 500	318, 200	349, 200	395, 000	422, 800
57	267, 000	319, 000	349, 600	395, 300	423, 000
58	267, 400	319, 900	349, 800	395, 900	423, 300
59	267, 800	320, 800	350, 200	396, 500	423, 600
60	268, 100	321, 700	350, 700	397, 200	423, 800
61	268, 500	322, 600	351, 000	397, 600	424, 000
62	268, 900	323, 400	351, 400	398, 300	424, 300
63	269, 200	324, 300	351, 800	398, 900	424, 600
64	269, 500	325, 100	352, 200	399, 500	424, 800
65	269, 900	325, 800	352, 600	399, 900	425, 000
66	270, 300	326, 700	353, 100	400, 400	
67	270, 600	327, 500	353, 500	401, 000	
68	270, 900	328, 300	354, 000	401, 500	
69	271, 300	328, 900	354, 200	401, 900	
70	271, 600	329, 400	354, 700	402, 400	
71	271, 900	329, 900	355, 100	402, 900	
72	272, 300	330, 400	355, 500	403, 400	
73	272, 700	330, 800	355, 800	403, 900	
74	273, 000	331, 300	356, 200	404, 300	
75	273, 400	331, 800	356, 700	404, 600	
76	273, 700	332, 300	357, 100	404, 900	
77	274, 000	332, 600	357, 300	405, 100	
78	274, 400	332, 900	357, 600	405, 300	
79	274, 800	333, 300	358, 000	405, 600	
80	275, 100	333, 600	358, 400	405, 900	
81	275, 300	333, 900	358, 700	406, 100	
82	275, 600	334, 200	359, 000	406, 400	
83	276, 000	334, 400	359, 400	406, 700	
84	276, 300	334, 700	359, 800	406, 900	
85	276, 500	335, 100	360, 100	407, 100	
86	276, 800	335, 500	360, 500		
87	277, 200	335, 800	360, 900		
88	277, 500	336, 000	361, 100		
89	277, 800	336, 500	361, 400		
90	278, 100	336, 900			
91	278, 400	337, 100			
92	278, 700	337, 400			
93	279, 000	337, 800			
94	279, 400	338, 200			
95	279, 800	338, 500			
96	280, 100	338, 800			
97	280, 300	339, 000			
98	280, 700	339, 300			
99	281, 000	339, 600			
100	281, 300	339, 900			
101	281, 600	340, 300			
102	281, 900	340, 500			
103	282, 200	340, 800			
104	282, 500	341, 200			

	105	282, 700	341, 600				
	106	282, 900	341, 900				
	107	283, 200	342, 200				
	108	283, 500	342, 500				
	109	283, 800	342, 800				
	110	284, 100	343, 200				
	111	284, 400	343, 500				
	112	284, 600	343, 700				
	113	284, 900	343, 900				
	114	285, 100	344, 200				
	115	285, 400	344, 400				
	116	285, 800	344, 700				
	117	286, 100	344, 900				
	118	286, 400					
	119	286, 700					
	120	287, 000					
	121	287, 200					
	122	287, 400					
	123	287, 800					
	124	288, 100					
	125	288, 300					
	126	288, 600					
	127	288, 900					
	128	289, 300					
	129	289, 500					
	130	289, 900					
	131	290, 300					
	132	290, 600					
	133	290, 800					
	134	291, 100					
	135	291, 500					
	136	291, 800					
	137	292, 000					
	138	292, 300					
	139	292, 600					
	140	292, 900					
	141	293, 100					
	142	293, 300					
	143	293, 500					
	144	293, 700					
	145	294, 100					
	146	294, 300					
	147	294, 600					
	148	294, 900					
	149	295, 200					
	150	295, 400					
	151	295, 700					
	152	295, 900					
	153	296, 200					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214, 100	254, 800	269, 600	304, 400	331, 900	374, 800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三条 (山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「四一四、〇〇〇円」を「四二八、〇〇〇円」に、「四七五、〇〇〇円」を「四九一、〇〇〇円」に、「五三八、〇〇〇円」を「五五六、〇〇〇円」に、「六二一、〇〇〇円」を「六四二、〇〇〇円」に、「七三二、〇〇〇円」を「七四六、〇〇〇円」に、「八二四、〇〇〇円」を「八五一、〇〇〇円」に改め、同条第二項の表中「三四六、〇〇〇円」を「三五八、〇〇〇円」に、「三八二、〇〇〇円」を「三九五、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「四二四、〇〇〇円」に改め、同条第三項の表中「三九二、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「四四〇、〇〇〇円」を「四五五、〇〇〇円」に、「四九二、〇〇〇円」を「五〇八、〇〇〇円」に、「五五五、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六五五、〇〇〇円」に、「七四〇、〇〇〇円」を「七六五、〇〇〇円」に、「八六四、〇〇〇円」を「八九三、〇〇〇円」に改める。

第八条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改め、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

十八・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第十四条の五第一項、第二十五条の二第二項、第二十九条及び別表第一から別表第四までの規定は令和七年四月一日から、改正後の条例第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(以下この項及び次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。)第七条第一項から第三項までの規定は令和七年四月一日から、改正後の任期付研究員等条例第八条第三項及び第四項の規定は同年十二月一日から適用する。(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第三条 次に掲げる給料月額に対する令和七年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の条例第八条の十の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山梨県条例第五十五号)第一条の規定による改正前の第六条に定める給料表(次項において「旧給料表」という。)」と、同条第二項中「各給料表」とあるのは「それぞれの旧給料表」とする。

一 令和七年十二月三十一日前に離職した第二号会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。次号及び次項において同じ。)の給料月額のうち、同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るもの

二 令和七年十二月三十一日に在職する第二号会計年度任用職員の給料月額のうち、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き任期が三月以下である場合に当該任期に応じて支給される給料に係

るもの

2 次に掲げる第二号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、令和七年十二月一日から令和八年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十二条第一項及び第三十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 令和七年十二月三十一日前に退職し、又は死亡したことにより同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下となる第二号会計年度任用職員

二 令和七年十二月三十一日に在職し、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き任期が三月以下である第二号会計年度任用職員

(特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第四条 改正後の条例第二十五条の二第二項の規定は、令和七年四月一日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(人事委員会規則への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十六号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五第二項中「教育職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)の役職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。)」を削る。

第二十条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五十円」に、「二万千百円」

を「一万五千五百五十円」に改め、同条第二項中「二万二千元」を「二万三千五百円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十二條の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	288,200	347,400	412,400	462,400
54	289,000	348,700	413,600	463,600
55	289,700	350,000	414,900	464,800
56	290,500	351,300	416,200	466,000
57	291,200	352,800	417,500	467,100
58	291,800	354,400	418,800	467,700
59	292,600	355,900	420,200	468,200
60	293,400	357,500	421,400	468,700
61	294,100	358,900	422,600	469,200
62	294,700	360,500	424,000	
63	295,500	362,100	425,400	
64	296,100	363,500	426,700	
65	297,100	365,000	427,900	
66	297,900	366,600	429,100	
67	298,600	368,200	430,400	
68	299,300	369,700	431,800	
69	299,900	371,200	433,100	
70	300,600	372,800	434,300	
71	301,300	374,300	435,300	
72	302,000	375,800	436,500	
73	302,700	377,300	437,700	
74	303,400	378,900	438,800	
75	304,100	380,500	440,000	
76	304,600	382,000	441,000	
77	305,200	383,400	442,100	
78	305,800	384,800	443,100	
79	306,500	386,200	444,100	
80	307,100	387,500	445,100	
81	307,600	388,800	446,000	
82	308,200	390,200	446,800	
83	308,900	391,500	447,600	
84	309,600	392,800	448,400	
85	310,200	393,900	449,100	
86	311,000	395,300	449,500	
87	311,700	396,600	449,900	
88	312,300	397,900	450,300	
89	313,000	399,100	450,700	
90	313,800	400,400	451,000	
91	314,600	401,500	451,300	
92	315,400	402,700	451,500	
93	315,900	403,900	451,800	
94	316,700	405,000	452,100	
95	317,500	406,200	452,400	
96	318,300	407,400	452,600	
97	318,900	408,800	452,800	
98	319,600	409,800		
99	320,400	410,800		
100	321,100	411,800		
101	321,900	412,700		
102	322,700	413,700		
103	323,600	414,800		
104	324,400	415,900		
105	325,000	416,600		
106	325,800	417,500		
107	326,600	418,400		
108	327,400	419,300		
109	328,100	420,100		
110	328,500	420,900		
111	328,800	421,700		
112	329,300	422,500		
113	329,800	423,100		
114	330,200	423,800		
115	330,600	424,500		
116	331,000	425,200		

	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500
50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500
51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800
52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000
53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200
54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300
55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400
56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500
57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500
58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700
59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900
60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100
61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700
62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500
63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200
64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700
65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000
66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300
67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700
68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100
69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400
70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800
71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100
72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400
73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700
74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000
75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300
76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600
77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800
78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100
79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400
80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600
81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800
82	306, 100	371, 500	428, 000	
83	306, 700	372, 800	428, 300	
84	307, 300	374, 000	428, 500	
85	307, 700	375, 200	428, 700	
86	308, 100	376, 400	429, 000	
87	308, 600	377, 500	429, 300	
88	309, 100	378, 600	429, 500	
89	309, 500	379, 600	429, 700	
90	310, 000	380, 700	430, 000	
91	310, 400	381, 800	430, 300	
92	310, 900	382, 900	430, 500	
93	311, 200	384, 000	430, 700	
94	311, 700	385, 100	431, 000	
95	312, 200	386, 100	431, 300	
96	312, 600	387, 200	431, 500	
97	312, 900	388, 200	431, 700	
98	313, 300	389, 200		
99	313, 700	390, 100		
100	314, 100	391, 000		
101	314, 500	391, 800		
102	314, 800	392, 800		
103	315, 100	393, 600		
104	315, 400	394, 500		

	105	315,600	395,300			
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第五条関係）

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244, 100	277, 500	360, 000	464, 500	537, 300
	2	247, 000	279, 300	362, 200	473, 300	543, 400
	3	250, 100	281, 100	364, 400	481, 800	549, 500
	4	253, 100	282, 800	366, 600	489, 600	554, 800
	5	256, 300	284, 400	368, 500	495, 500	558, 800
	6	259, 600	285, 900	370, 800	500, 100	562, 300
	7	262, 800	287, 400	373, 100	504, 400	565, 000
	8	266, 000	288, 900	375, 600	508, 400	567, 300
	9	269, 000	290, 400	377, 800	512, 400	569, 300
	10	270, 800	292, 200	379, 900	515, 800	
	11	272, 500	294, 100	382, 000	519, 000	
	12	274, 100	295, 900	384, 000	522, 300	
	13	275, 700	297, 800	385, 900	525, 200	
	14	277, 000	299, 700	387, 500	527, 600	
	15	278, 400	301, 600	389, 000	530, 000	
	16	279, 700	303, 500	390, 600	532, 000	
	17	281, 000	305, 500	392, 200	534, 000	
	18	282, 100	308, 000	393, 500		
	19	283, 100	310, 600	394, 800		
	20	284, 000	313, 200	396, 000		
	21	285, 400	315, 800	397, 300		
	22	286, 700	318, 300	398, 900		
	23	288, 100	320, 700	400, 500		
	24	289, 400	323, 000	402, 000		
	25	290, 800	325, 100	403, 400		
	26	292, 300	327, 200	404, 900		
	27	293, 700	329, 300	406, 400		
	28	295, 100	331, 400	407, 900		
	29	296, 400	333, 400	409, 200		
	30	297, 700	335, 000	410, 600		
	31	299, 000	336, 500	411, 900		
	32	300, 400	338, 000	413, 200		
	33	301, 800	339, 500	414, 100		
	34	303, 100	341, 100	415, 300		
	35	304, 400	342, 600	416, 400		
	36	305, 200	344, 100	417, 500		
	37	305, 900	345, 500	418, 500		
	38	306, 700	346, 900	419, 600		
	39	307, 500	348, 200	420, 700		
	40	308, 300	349, 400	421, 800		
	41	309, 000	350, 600	422, 900		
	42	309, 800	352, 300	424, 000		
	43	310, 500	353, 900	425, 200		
	44	311, 000	355, 700	426, 400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

45	311,500	357,300	427,500
46	312,000	358,900	428,900
47	312,400	360,400	430,400
48	312,800	361,800	431,900
49	313,300	363,300	433,300
50	313,700	364,900	434,200
51	314,100	366,300	435,100
52	314,400	367,700	435,900
53	314,700	369,100	436,700
54	315,100	370,100	437,700
55	315,400	371,100	438,700
56	315,800	372,000	439,400
57	316,100	373,100	440,100
58	316,400	374,300	440,900
59	316,800	375,600	441,700
60	317,100	376,900	442,600
61	317,500	378,200	443,600
62	317,800	379,500	444,600
63	318,100	380,700	445,500
64	318,400	381,900	446,400
65	318,800	383,100	447,100
66	319,100	384,400	448,000
67	319,500	385,600	448,800
68	319,800	386,800	449,600
69	320,200	388,000	450,500
70	320,500	389,300	451,300
71	320,900	390,500	452,100
72	321,300	391,700	453,000
73	321,600	392,900	453,700
74	322,000	394,200	454,100
75	322,500	395,500	454,500
76	322,900	396,700	454,900
77	323,200	397,800	455,300
78	323,700	398,900	455,800
79	324,100	400,000	456,200
80	324,500	401,200	456,600
81	324,900	402,600	456,800
82	325,300	404,000	457,200
83	325,700	405,400	457,500
84	326,100	406,800	457,800
85	326,500	407,800	458,000
86	327,000	409,100	458,200
87	327,500	410,400	458,500
88	328,000	411,700	458,800
89	328,300	412,900	459,000
90	328,700	413,800	459,300
91	329,100	414,800	459,600
92	329,500	415,900	459,800
93	330,000	416,700	460,000
94	330,400	417,800	460,300
95	331,000	418,900	460,600
96	331,500	419,800	460,800

	97	331, 900	420, 700	461, 000		
	98	332, 300	421, 600			
	99	332, 600	422, 500			
	100	332, 900	423, 400			
	101	333, 200	424, 200			
	102	333, 500	425, 200			
	103	333, 800	426, 100			
	104	334, 100	427, 100			
	105	334, 500	427, 700			
	106	334, 900	428, 400			
	107	335, 400	429, 100			
	108	335, 800	429, 600			
	109	336, 200	430, 000			
	110	336, 700	430, 400			
	111	337, 100	430, 700			
	112	337, 500	431, 000			
	113	337, 800	431, 200			
	114	338, 300	431, 500			
	115	338, 600	431, 800			
	116	339, 000	432, 100			
	117	339, 300	432, 300			
	118	339, 700	432, 600			
	119	340, 200	432, 900			
	120	340, 700	433, 100			
	121	340, 900	433, 300			
	122	341, 300	433, 600			
	123	341, 600	433, 900			
	124	341, 900	434, 100			
	125	342, 100	434, 300			
	126	342, 400				
	127	342, 900				
	128	343, 300				
	129	343, 500				
	130	343, 900				
	131	344, 400				
	132	344, 800				
	133	345, 000				
	134	345, 400				
	135	345, 800				
	136	346, 000				
	137	346, 300				
	138	346, 700				
	139	347, 100				
	140	347, 500				
	141	348, 000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		261, 600	309, 200	327, 300	393, 900	491, 600

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二条の五第二項中「八千円」を「八千六百円」に改める。

第三条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十二条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

（山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改め、同条第六項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第五条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条第六項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条及び第五条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条の五第二項、第二十条及び別表第一から別表第三までの規定は令和七年四月一日から、改正後の条例第二十二条第二項及び第三項並びに第二十二条の四第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第四条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第五項及び第六項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は第四条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

（第二号会計年度任用職員に関する経過措置）

第三条 次に掲げる給料月額に對する令和七年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の条例第八条の六の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第五十六号）第一条の規定による改正前の第五条に定める給料表（次項において「旧給料表」という。）」と、同条第二項中「各給料表」とあるのは「それぞれの旧給料表」とする。

一 令和七年十二月三十一日前に離職した第二号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。次号及び次項において同じ。）の給料月額のうち、同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の職としての引き続く在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るもの
二 令和七年十二月三十一日に在職する第二号会計年度任用職員の給料月額のうち、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の職としての引き続く任期が三月以下である場合に当該任期に応じて支給される給料に係るもの

2 次に掲げる第二号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、令和七年十二月一日から令和八年三月三十一日までの間は、改正後の条例第二十二条第二項及び第二十二条の四第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 令和七年十二月三十一日前に退職し、又は死亡したことにより同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の職としての引き続く在職期間が三月以下となる第二号会計年度任用職員

二 令和七年十二月三十一日に在職し、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の職としての引き続く任期が三月以下である第二号

会計年度任用職員

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第四条 改正後の条例第十六条の五第二項の規定は、令和七年四月一日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(人事委員会規則への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十七号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)の役職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第二十六條第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五百円」に、「一万千円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に改める。

第三十條第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十一條第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100	
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300	
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500	
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800	
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100	
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300	
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500	
86	312,500	331,200	355,900	398,800			
87	313,200	332,200	357,400	399,400			
88	313,900	333,200	358,800	400,000			
89	314,600	334,100	360,100	400,300			
90	315,300	335,400	361,300	400,800			
91	316,000	336,600	362,500	401,300			
92	316,700	337,800	363,800	401,800			
93	317,200	339,000	365,100	402,200			
94	318,100	340,300	366,600	402,600			
95	319,000	341,500	368,100	403,100			
96	319,800	342,700	369,500	403,600			
97	320,500	343,900	370,800	404,000			
98	321,400	345,200	372,000	404,500			
99	322,300	346,400	373,100	405,000			
100	323,200	347,600	374,300	405,400			

	101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700					
	102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100					
	103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500					
	104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800					
	105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100					
	106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600					
	107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100					
	108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600					
	109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900					
	110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400					
	111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900					
	112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400					
	113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700					
	114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200					
	115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700					
	116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200					
	117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600					
	118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100					
	119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500					
	120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000					
	121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400					
	122	337, 800	367, 300	388, 100						
	123	338, 300	367, 700	388, 600						
	124	338, 800	368, 100	389, 000						
	125	339, 100	368, 500	389, 500						
	126		368, 900	390, 000						
	127		369, 300	390, 500						
	128		369, 700	391, 000						
	129		370, 100	391, 300						
	130			391, 800						
	131			392, 300						
	132			392, 800						
	133			393, 100						
	134			393, 600						
	135			394, 000						
	136			394, 400						
	137			394, 700						
	138			395, 100						
	139			395, 600						
	140			396, 100						
	141			396, 400						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255, 400	267, 500	272, 000	304, 600	321, 900	336, 500	360, 700	397, 000	429, 900

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十一・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三条 (山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改め、同条第八項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条第八項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第二十二条の第二項、第二十六条及び別表第一の規定は令和七年四月一日から、改正後の条例第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。)第八条第七

項及び第八項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第三条 次に掲げる給料月額に対する令和七年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の条例第八条の九の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山梨県条例第五十七号)第一条の規定による改正前の第六条に定める給料表(次項において「旧公安職給料表」という。)」と、同条第二項中「公安職給料表」とあるのは「旧公安職給料表」とする。

一 令和七年十二月三十一日前に離職した第二号会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。次号及び次項において同じ。)の給料月額のうち、同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るもの

二 令和七年十二月三十一日に在職する第二号会計年度任用職員の給料月額のうち、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き任期が三月以下である場合に当該任期に応じて支給される給料に係るもの

2 次に掲げる第二号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、令和七年十二月一日から令和八年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十条第一項及び第三十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 令和七年十二月三十一日前に退職し、又は死亡したことにより同年四月一日から同年十二月三十日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下となる第二号会計年度任用職員

二 令和七年十二月三十一日に在職し、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き任期が三月以下である第二号会計年度任用職員

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第四条 改正後の条例第二十二条の二第二項の規定は、令和七年四月一日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（人事委員会規則への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十八号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第二十五条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第三号中「幼児（」の下に「第三十条第二項の表及び」を加える。
第三十条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十九号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に

規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第三十八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

第九十一条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第百条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百二条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例（令和七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十一条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

山梨県認定子ども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六十号

山梨県認定子ども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県認定子ども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県認定子ども園の認定に係る要件を定める条例（平成十八年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の資格（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六に規定する資格をいう。以下同じ。）」を「（当該認定子ども園が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内にある場合にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士。以下同じ。）の資格」に改める。

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六項中「保育士」の下に「（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）。次項及び次条第二項において同じ。）」を加える。

第三十八条第二号中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。第四十二条第二項において同じ。）」を加える。

第四十六条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第五十三条第二項第二号中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある

児童厚生施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第五十七条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、第六項及び第六十四条において同じ。）」を加える。

第六十七条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十六条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）」を加える。

第八十一条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。第三項において同じ。）」を加える。

第九十一条第一項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。第六項において同じ。）」を加える。

第二百二条第一号中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」を加える。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「又は保育士」の下に「（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）。以下この条において同じ。）」を加える。

第八条第一項第二号中「保育士 次」を「保育士（認定地方公共団体の区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。） 次」に改める。

第五十七条第一項第一号中「一 児童指導員又は保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この号において同じ。）」を加える。

第七十四条第一項第一号中「一 児童指導員又は保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

第八十条第一項第一号中「一 児童指導員又は保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この号において同じ。）」を加える。

第八十二条の三第二項中「保育士」の下に「（認定地方公共団体の区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」を加える。

（山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「及び保育士」の下に「（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（第五十四条第一項第二号において「認定地方公共団体」という。）の区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（同号において「地域限定保育士」という。）。以下この号において同じ。）」を加える。

第五十四条第一項第二号中「保育士 次」を「保育士（認定地方公共団体の区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この号において同じ。） 次」に改める。

（山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準等を定める条例（平成二十六年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第三条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第五条第三項の表備考第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録。」に改める。

第十四条第一項中「から第十二条まで」を「、第十二条」に改め、同項の表第十一条の項を削る。

(山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例(令和七年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「保育士」の下に「(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六十一号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例(平成十二年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号ト中「この号へ」を「へ」に改め、同表第五号ロ中「含む。別表第二第一号(1)」を「含む、従事者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。ハ及びニ並びに次表第一号ロにおいて同じ。)」により調理された食品を販売する営業を除く。同表第一号イ(1)に、「この号イ」を「イ」に改め、同号ハ中「場合」の下に「(従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表第一号イにおいて同じ。)」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができるとする貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができるとする貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができるとする貯水設備を有すること。従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設(全自動調理機を含む。)(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができるとする機能有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を有する、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六十二号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第二条第一項並びに第二十二条の五第一項及び第二項第一号中「中学校」の下に

「、義務教育学校」を加える。

第三章の章名及び第二十五条中「及び中学校」を、「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第二備考(一)中「中学校及び小学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第四口の表中「教頭の職務」を
「1 副校長の職務
2 教頭の職務」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び中学校」を、「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)第二条第一項

二 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)第十条第三項第二号イ及び第十三条第四項第二号イ

三 山梨県安全・安心なまちづくり条例(平成十七年山梨県条例第一号)第十二条第一項

四 山梨県防災基本条例(平成三十年山梨県条例第八号)第六条第一項

五 山梨県文化芸術基本条例(平成三十年山梨県条例第四十二号)第二条第七項

六 山梨県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和二年山梨県条例第四号)第九条第二項及び第十四条第六項

七 山梨県スポーツ推進条例(令和三年山梨県条例第二十四号)第十一条第二項

八 山梨県犯罪被害者等支援条例(令和四年山梨県条例第四十九号)第二十三条

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表山梨県高等学校審議会の項中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

(山梨県暴力団排除条例の一部改正)

第五条 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十七条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六十三号

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教頭」の下に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。)」を加え、「その」を「その者の」に、「百分の四」を「百分の十」に改める。

第七条の見出しを「(業務量管理・健康確保措置の実施)」に改め、同条中「教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置」に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条」を「同条」に改める。

附則に次の一項を加える。

(教職調整額の経過措置)

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十二条の五中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「の別に応じて」を「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、前項に規定する校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育公務員特例法第十三条第二項の条例で定める校務の種類は、次に掲げる校務の種類とする。

一 学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

別表第一備考〔中〕「この表の額に7, 700円」を「同表の額に11, 500円を、その職務の級が4級である教育職員の給料月額と同表の額に3, 800円」に改める。
別表第二備考〔中〕「この表の額に7, 500円」を「同表の額に11, 500円を、その職務の級が4級である教育職員の給料月額と同表の額に4, 000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県義務教育諸

学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第七条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが同項の認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額の支給及び時間外勤務の命令については、第一条の規定による改正後の山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(調整規定)

3 この条例及び山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第五十六号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例によつてまず改正され、次いでこの条例によつて改正されるものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番